

9 参議院議員選挙における合区の解消について

憲法改正等の抜本的な対応により、各都道府県から少なくとも1人の代表が選出されるよう、合区を確実に解消すること。

【背景理由等】

我が国では、大日本帝国憲法の制定にあわせて府県制が整備されて以降、都道府県が住民の意思や意見を集約する民主主義の基盤としての役割を担ってきました。

こうした背景のもと、参議院においては、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきたところです。

しかし、平成28年7月の参議院議員選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が執行され、「投票率の著しい低下」など様々な弊害が顕在化しました。特に、自県を代表する議員を選出できなかった県民からは大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態を引き起こしました。

これを受け、四国知事会においては、平成29年度以降毎年、合区の解消に関する緊急提言を決議し、国に対する提言活動を実施してきました。

さらに、全国知事会をはじめとする「地方六団体」においても、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところです。

その結果、平成30年7月に成立した改正公職選挙法により、「各都道府県の代表が選出されない事態を回避する」という緊急避難措置が講じられたものの、合区の解消には至っていません。

合区構成県においては、その後も投票率が過去最低を更新する事例が相次いでおり、合区に起因する弊害はさらに深刻度を増しています。

合区制度では、合区した県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなります。また、今後、合区対象県は4県にとどまらず、さらに拡大していくおそれがあり、その結果、地方創生や人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じます。

このように我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域のさらなる拡大は絶対に避けなければなりません。

令和4年7月に行われた参議院議員通常選挙を巡る「一票の較差」訴訟において、令和5年10月、最高裁判所が示した判決理由に見られるように、「較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべき」状況に変わりはなく、今後は合区の拡大にとどまらず、選挙制度自体を大きく変更しなければならない事態も想定されます。

参議院改革協議会の専門委員会においても議論が進められましたが、昨年6月にとりまとめられた報告書では、合区の不合理は解消すべきとする意見が大勢であるものの、具体的な選挙制度の枠組みについては各政党で意見が異なるため、現時点では意見の集約が困難とされ、引き続き検討を続けることとされました。

合区を解消し、各都道府県から少なくとも1人の代表を選出するためには、憲法改正等による抜本的な

対応が求められるところ、具体的議論を早急に進める必要があります。

【具体的な提言事項】

（１）各都道府県から少なくとも１人の代表を選出するための合区解消

各都道府県から少なくとも１人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかり反映されるよう、十分な国民的議論のもと、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消すること。